

第3回船橋市動物愛護管理対策会議議事録

平成28年6月28日(火)

船橋市保健福祉センター小会議室2

【議題】

○開会前

- 1 事務局・職員紹介
- 2 保健所長あいさつ

○開会後

- 1 本市の飼い主のいない猫対策について
 - ① 今後の飼い主のいない猫対策について
 - ② 飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術(TNR)事業
- 2 次回の会議について

【開会前】

1 事務局・職員紹介

4月1日付異動職員等について、紹介があった。

2 保健所長あいさつ

○保健所長 第3回目の会議にご出席いただき、ありがとうございます。

本日は、前回ご議論いただいた飼い主のいない猫対策について、今後の本市の方向性や対策について説明をさせていただく。

本市においては、これまで飼い主のいない猫対策として、地域猫活動を推奨してきたが、開始から5年を経過し、活動者、活動希望者、地域住民等、それぞれの立場の方から、さまざまな意見をちょうだいしている。

また、この対策会議においても、委員の皆様方から貴重なご意見を賜っている。

ご存じのように、この飼い主のいない猫問題は、非常に解決が難しい内容を含んでいるが、全国的に見ても、即効性のある施策は、なかなか見当たらぬのが現状である。

本市では、これまでの地域猫活動に加え、7月より動物愛護指導センターで野良猫の不妊手術を開始することにより、飼い主のいない猫の問題を地域住

民の方々にもみずから地域の課題として認識いただければと考えている。

委員の皆様方におかれでは、引き続き活発なご議論をお願いし、本市の今後の飼い主のいない猫対策に反映させていきたいと考えている。

最後に、今後とも、本市の動物愛護管理行政へのご協力をお願いして、本日の会議のあいさつとさせていただく。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

14時12分開会

1 傍聴者について

森会長から、本日、2人の傍聴申し出があったとの報告があった。

[傍聴者入室]

2 本市の飼い主のいない猫対策について

①今後の飼い主のいない猫対策について

[説明]

○衛生指導課長補佐(須賀)（スライドを掲示して説明）

1 飼い主のいない猫によって発生する問題について

これまでこの会議でも説明したように、飼い主のいない猫により以下のような問題が発生する。

まず、環境問題。

ふん尿被害、発情期の鳴き声、庭・家庭菜園への被害等である。

次に、繁殖による猫の増加。

何も対策をしないと、猫は繁殖してしまう。

そして、野良猫が増加すると、動物愛護指導センターにおける子猫の引き取りが増加してしまう。動物愛護指導センターでは、現在、できる限り譲渡に努めているが、譲渡できなかつた猫については、殺処分となってしまう。

2 飼い主のいない猫対策の目的

飼い主のいない猫対策の目的は、前述した環境問題、被害の軽減を図ることと動物愛護指導センターでの殺処分数の減少である。

これらの目的達成のためには、繁殖抑制を推進する必要があるが、これを行政だけで進めることは困難であり、広く市民の皆様にも地域の環境問題として取り組んでいただく必要がある。

3 従来の飼い主のいない猫対策について

これまで、本市における飼い主のいない猫は、地域猫活動のみであった。

具体的には、地域猫活動団体の登録を行い、団体が行う不妊手術費用の一部助成を行ってきた。

これまでの手術費用の助成状況は表のとおり。

平成23年度から助成を開始したが、ここ2年ほど助成件数は減少傾向にあり、特に昨年度は、件数としては最低となっている。

しかし、動物愛護指導センターに寄せられる猫に関する苦情等の件数は、依然として多数に上っており、その数には特に変化がなく、むしろ増加傾向にある。

これまで実施してきた地域猫活動では、不妊手術の推進で一定の繁殖抑制を果たし、また地域合意のために、一定のコミュニケーションが図られた地域もある。

しかし、一方で、地域猫活動のルールである不妊手術、餌場管理、ふん尿処理等が適切に行われていない可能性があり、また、この事業の明確な効果測定——野良猫の減少数の把握などは非常に困難である。

さらに、野良猫の問題が地域環境の問題として市民の中にいまだ浸透していない。

そして、「地域の合意」の状況について、客観的な判断が困難といった問題もあった。

4 今後の飼い主のいない猫対策

このような状況を踏まえ、市では、これまでの地域猫活動だけの施策を見直し、地域猫活動に加え、新たに不妊手術事業を実施する。

また、現在、地域猫活動を飼い主のいない猫対策の中心に据えている「船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン」の見直しも行う。

そして、地域猫活動については、団体に対し、ルールを遵守していただき、「適正な管理」の実践を求めていく。

以下、それぞれについて説明する。

①飼い主のいない猫の不妊手術実施事業の開始

施策の目的は、繁殖抑制である。なお、事業内容の詳細については、後ほど説明する。

②船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドラインの見直し

現在のガイドラインでは、飼い主のいない猫対策は、地域猫活動を中心とした内容となっているので、それについて見直していく。動物愛護の立場は維持しつつ、特に飼い主のいない猫の被害を受けている方々の立場からの記述についても検討していきたい。

具体的な見直し案については、次回にお示ししていく予定。

なお、ここに記載してある見直し部分の例は、飼い主のいない猫対策に関するものだが、あわせて、飼い猫の飼養に関する部分についても、見直していくと考えている。

③地域猫活動による「適正な管理」の実践

今年度から、地域猫活動団体が行う不妊手術については、費用の一部助成ではなく、市で実施する。過渡期である今年度終了とともに、従前の船橋市地域猫不妊手術助成金の交付に関する要綱は廃止する。なお、この要綱の中で規定している地域猫活動団体登録の要件については、来年度以降は、①の事業の要綱「船橋市飼い主のいない猫の不妊手術実施要綱」の中で規定していく予定。

また、地域猫活動を地域住民の方々に理解していただくために、登録団体の方々には、地域猫活動のルールに基づいた活動をお願いしていく。

・今後の地域猫活動における留意点

なお、地域猫活動については、今後、何点か留意する必要がある。

まず、団体登録の意義。

従前は、手術費用の一部助成を地域猫活動団体のみ行っていたが、今後は、この助成金が廃止され、また、不妊手術事業の対象を町会・自治会にも広げることから、繁殖抑制が目的の場合は、特に団体登録の必要がなくなる。

次に、地域猫活動による被害の責任の所在について。

環境省の「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」では、地域猫は「特定の飼い主のいな

い猫」として位置づけられており、この考えに基づくと、地域猫による被害は、野良猫による被害とされる。

最後に、地域猫活動団体の団体名、代表者名等の公表。

これまで、「公表により捨て猫を呼び込む」ことを理由に、大まかな地域のみを公表してきたが、より詳細な情報提供----団体名、団体代表者名等を公表している自治体例もあることから、活動場所には、活動団体への連絡先を掲示していただくことも検討する必要がある。

[質疑・意見]

○森会長 現状の市の飼い主のいない猫対策が変わる点について説明があった。

まず、不妊手術助成金制度。これまでの助成事業から市の直接事業となる。

また、第2回の会議でも、地域猫活動における自治会での同意の取り方について議論をしたが、それについての説明があった。

これから実施する不妊手術事業については、対象をこれまでの地域猫活動団体に限らず、町会・自治会にも広げていくと考えてよいか。

○衛生指導課長補佐（須賀） 町会・自治会からの申請で、飼い主のいない猫の不妊手術をする。

○森会長 申請は、個人でも可能か。

○衛生指導課長補佐（須賀） 個人ではなく、あくまでも町会・自治会からの申請である。

○森会長 この事業については、次の議題で詳しく説明していただく。

今後の対策の2つ目として、船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドラインの見直し、3つ目として地域猫活動の「適正な管理」の実践について説明があった。

この「適正な管理」という表現は、非常に漠然としている。また、今後の地域猫活動の団体登録の意義がどうなのか、さらに責任の問題についても言及されたが、これらについて、各委員からご意見、ご質問があれば、ご発言願いたい。

○石井委員 船橋市では、飼い主のいない猫の数、

飼い主のいる猫の数、それぞれどのくらいと推定しているか。それらを考えると、政策として、2桁から3桁ぐらい違う数字が必要ではないか。

例えば、ペットフード工業会などからの推定数、環境省からの推定数でおおよそは出るのではないか。

○南川委員 前回会議の別紙4に「船橋市における猫の推定数」が載っている。

○衛生指導課長補佐（須賀） 平成15、16年という古い推計値で恐縮だが、当時のペットフード工業会の推計では、全国総数が1163万6000、そのうち野良猫が112万4000。

これを船橋市の人口で按分すると、総数が5万7000、野良猫が5,500となる。

○石井委員 だとすると、数十頭の不妊去勢では、政策として、桁違いではないかと思う。

野良猫が5,500だとすると、年間1,000以上やつていかないといふえていく数に追いつかない。

○森会長 野良猫の寿命は、大体5年と考えていいのか。

○中村委員 以前は、2桁生きるのは珍しかったが、最近は、皆さんのが与える餌がよく、栄養状態もいいので、昔よりは長生きになっていると思う。平均で5年から7年は生きるのではないか。

○石井委員 いずれにしても、ちょっと桁違いかな、と。

今後、7月から動物愛護指導センターで不妊手術をするが、何頭実施する予定か。

船橋の数全体に対して、何頭やった結果、どのように飼い主のいない猫対策を達成していくという數字的な目標があるのか。

○森会長 前回の会議では、手術いただく獣医師の数の関係等から、今年度は100頭程度という説明があった。

○石井委員 市全体の数から考えると、かなり寂しい数だなと感じる。一部分だけは解決するが、大部分は野放しのまま、とも聞こえる。

もう少し市全体にこの活動が行き渡るようなスタンスで考えてほしい。

○森会長 今までの地域猫活動への助成はなくなる

のか。

○衛生指導課長補佐（須賀） 今まで手術費用の一部助成だったが、今後は、手術費用そのものの市民負担はなくなる。

○森会長 これまで、全額助成ではなかったのか。

○衛生指導課長補佐（須賀） そのとおり。

○森会長 それを今後は市が全額負担するのか。

○衛生指導課長補佐（須賀） そのとおり。

○森会長 自治会が野良猫を捕まえて、市に持ち込む体制が果たしてとれるのかどうか、気になるが。

○平川委員 町会・自治会の対応は非常に大変である。

27年度のモデル事業は、私の町会でやった。その際は、猫をすべて把握しろと言われたが、全部つくり切れない。

それから、日にちが限られる。

手術日にあわせて捕獲し、前日にセンターに連れて行って、手術日の翌日引き取りにいくとなると、少なくとも2日はつぶれる。また、捕獲器を設置すれば必ず捕まるというものではない。しかも、役所の捕獲器も借りたが、これにはなかなかかかる（笑声）。

うちでは、地域で猫がふえて困るという話を聞くと、そのたびに捕獲して、手術をして、地域に返すことを10年以上やっているので、捕獲器を持っているが、普通の町会にいきなりそれをやれと言つてもちょっと難しいのではないか。

それから、捕獲の際、野良猫でない猫も捕獲してしまう。

所有者がわかっている猫ならいいが、わからない猫もかかるので、その場合、飼い主がいる猫が手術されてしまう危険性はある。

それと、地域理解を得ることが困難である。

私の地域では、「なぜ、猫が外にいてはいけないのか」「猫がいないまちはすごく寂しい」という意見の方が非常に多い。テレビなどでも、猫のいる島や東京の谷中などがもてはやされている。この事業は、「殺すのではなく、もといた場所に戻すのだ」と説明し、協力いただいたが、地域内の合意形成も結構

大変かなと思う。

○小川委員 その結果、何匹やられたのか。

○平川委員 3日間で7匹。予定では、1回3匹で、9匹だった、ただし、捕獲したのは10匹以上。結局、飼い猫もかかってしまうので。

○森会長 平川委員の町会では、ある程度のノウハウがあつてそのような数なのだが、他の自治会はかなり困難ではないか。

○平川委員 まず、捕獲器の仕掛け方が難しい。

簡単な機械なのだが、猫は頭がいいので、仕掛け方によっては、捕獲器の中に入らない。

○森会長 踏むとふたが閉まる構造のものか。

○平川委員 役所のがそれで、網の中の板を踏むとふたが閉まるのだが、猫はそこをまたいで、踏んでくれない（笑声）。しうがないから、その上に風呂敷とか新聞とかを敷いて、それでやつとかかった。

○森会長 そのようなノウハウについて、市のほうで捕獲器を貸し出す時、説明などはするのか。

○衛生指導課長補佐（須賀） これから事業などで、モデル事業の経験を生かして、捕獲に当たってのアドバイスはやっていきたい。

○石井委員 品川の有名な獣医師の方で、フックとひもをつないでおいて、猫が入ったら遠くから遠隔操作で引っ張ってふたを閉める、そういうことを考えた獣医師もいる。参考までに。

○平川委員 今回は、それもやつた。捕獲器をしかけたお宅の方に協力してもらった。

○森会長 でも、おりの前でずっと見張っているのも大変な労力だと思う。この辺は、事業を始めてみて、船橋方式が見つかればいいかなと思うが。

それと、飼い猫がかかってしまうという話があつたが、やはり外飼い猫は多いのか。

○平川委員 いわゆる「家に入り自由の猫」、「昼間は外に遊びに行って、夜帰ってくる」、そういう猫はかなりいる。今回、捕獲を行う期間について回覧を回したが、その結果、動物愛護指導センターのほうに2件ぐらい「うちの猫がいなくなったが、つかまってないか」という問い合わせが入つたらしい。

○森会長 私ども千葉県動物保護管理協会では、「猫

は、必ず部屋の中で飼ってください」という話をまずする。

私どもで里親を探す際、外飼いに慣れた猫だと、譲渡しても、里親先でまたいなくなってしまうので、室内で飼うしつけをお願いし、この徹底に努めているのだが、それでも外で飼う方がおられる。

○平川委員 「家の中で飼っているが、出て行くのは自由」と考えている方は多い。猫を家の中に閉じ込めておくのは、非常に難しい。

○森会長 うちも猫を飼っているが、窓が開いていても、そこから一歩も外に出て行かないようにしつけている。野良猫でも、屋内飼いをすれば、早ければ3日、長くても2週間で表のことを忘れてしまう。野良猫を保護して家の中で飼った結果、家猫になつたという話はあるので、やはりそのような努力をしていただく必要がある。

それから、県では、手術済みの猫をもう1回手術してしまったということがあった。先ほど地域猫活動の説明のところでV字カットのことが出ていたが、これも徹底していただくことで、そのような誤手術はなくなると思う。

平川委員が言わされた飼い猫の手術や再手術などを防ぐには、やはり家の中で飼っていただくことを徹底するしかないと思う。前回、中村委員が、小学校などで猫の飼い方教室を実施する話をされていたが、猫は家の中で飼うことの徹底をする必要がある

また、かつて、私が保健所で野犬捕獲をした際には、1ヵ月間、毎週捕獲することの回覧板を地域で回して広報したら、犬の放し飼いがなくなった。したがって、自治会長さんは大変かもしれないが、やはりPRをしていただくことで、外飼い猫はかなり減ってくると思う。

外飼い猫がいることで繁殖が進んでしまうこともあると思うのだが、この辺について、何かご意見等はないいか。

○南川委員 今言われたように、この事業は、間違って飼い猫を手術してしまうリスクがあるので、事業開始の際には、市から自治会のほうに、事業開始のPRとともに、室内飼いの広報も必要だと思う。

飼い猫かどうかを見分ける方法として、例えは首

輪をつけることを徹底してもらうような告知はしておかないと、間違えたときに、下手すれば損害賠償請求といった話にもなりかねない。したがって、こういう事業を始めるときは、飼い猫をきちんと見分けられるようにしてもらう広報は、あわせて必要かなと思う。

○森会長 少しづつでも市民の意識を変えていかながら進めていかないと、先ほど、石井委員が全体の頭数からすると余りにも手術が少ないと言われたが、幾ら野良猫の捕獲をして手術をしても、らちが明かないのではないか。

市民の方々の猫に対する意識については、前回中村先生がお話しいただいた教育、その辺を徹底していく必要がある。

○小川委員 猫は、原則として家の中で飼っていたくという話があったが、その強制力はないのか。

○森会長 ない。

○小川委員 であれば、「まちに猫が歩いているほうがいい」という人には、全く強制力がないから、幾ら言つても……。

○森会長 間違えて捕獲したときの話に戻るのだが、それで捕獲してもやむを得ない、というところまで意識を変えていくしかないのではないか。

○小川委員 それで、初めて自分が危うい立場に立つて「じゃあ猫は家で飼おう」という気持ちになると。

やはり、告知が足りないのではないか。家の中で飼うことの必要性をいろんな場で住民に知らせないと「そんなの知らない」と言われてしまう。第一、私自身が知らなかつた。

○平川委員 中には、ブリーディングしている猫を外飼いしている人がいる。まあ、雌は外に出さないだろうけれども、雄は結構出ている。

そして、結構いい猫が捕獲器に入る。そういう猫を間違えて手術したら、やはり損害賠償請求の問題が出てくる可能性はある。町長が皆さん猫のことに詳しいわけではないので、そんなものは、飼い主の責任だ、町会では責任とれないよ、とは言い切れない部分はあるのではないか。

○中村委員 私からすると、雄猫を外に出すのは、すごくモラルに反していると思うが、猫は外で飼うもの、避妊去勢なんてかわいそうだと考える人にとっては、何で責められるのだろう、ということなのだろう。

ブリーディングされている方であれば、恐らくかかりつけの獣医がいるだろうから、外飼いで起こり得るいろいろな危険性について説明を受けていると思うが、あとは、本当に飼い主の気持ち次第である。

うちも猫を飼っているが、森先生のところと同様、窓を開けてもベランダぐらいまでは出るが下に降りたりはしない。皆さんに「出したらダメ」と言っている手前、意地でも出さないというのもあるし、室内で満足するような環境をつくっている。

やはりかわいがるだけじゃなくて、責任と義務もあると思う。もし、外に出している方がいるのなら、個人的には、外に出すことの危険性は幾らでも説明できるので、説得に行きたいぐらいだ。

私が説明すると、皆さん恐ろしくなって、大体室内飼いをしていただける。昔から、猫は外にいたほうが幸せだといったイメージがあるので、この対策会議としても、室内飼いで得られるメリットを地道に広報し、推奨していくしかないと思う。

あと、先ほど南川委員が言われた首輪だが、これは結構危険で、首輪による事故は多い。

それから、2回目の手術の件。

私たちもお腹を開けてから、幾ら探しても子宮がなかったという経験が結構ある。猫が本当に野良かそうでないかは、餌をあげている人でもわからない。そうなると、やはり猫は外に出さないことが、一番の方法になる。長い目で見て、猫は室内飼いのほうがよい。

○泉谷委員 我々がいつも猫と対比して考えるのが犬。犬の場合、飼うときにいろいろな規制があって管理しやすいが、猫はそれがない。自由に飼って、今まで指導もなかった状態であり、そのまま外に出してもいいのだという概念が根強い。

そのような状況で、自治会長名で捕獲してくださいと言われても、どこへどういうものをセットする

のか、だれが保健所に持っていくのか、といったところまで考えると、もう会長は動かないと思う。

それと、多くの町会長は、ほぼ1年から2、3年くらいで任期がかわるから、そうすると、前の会長はやってくれたのに、今回の会長は協力してくれない、といったことも起こると思う。町会・自治会を通してこの事業を実施するのは、非常に困難だと思う。

それと、猫の飼う方々には、もっとしっかりした意識を持っていっていただきたい。

飼い猫でも野良猫でも自分のところで避妊去勢やった場合は、V字カットをきちんとやっていただきたい。中には、不妊手術はいいがV字カットはかわいそうだからだめという方もいる。その辺を理解させるよう、どうPRするかが課題だと思う。

○石井委員 この4ページにある苦情を言ってきた人たちと町会を結びつける作業を市でやってもらいたい。

皆さん、猫で困っているからこうやって言ってくるわけで、そのような人たちが、活動者になるように助言していく、活動者を紹介していく、町会・自治会に結びつけていく、そのような作業をお願いしたい。もちろん、文句を言うだけの人たちが多いのはわかるが、この中の何パーセントかは、しっかりと話していけば絶対にわかる人もいるはずなので、そのような努力をしてもらいたい。

○森会長 何人かの委員からPR、広報の話が出たが、やはり、この不妊手術事業について、すべて町会・自治会だけにお願いするわけにいかないと思う。町会・自治会に協力していただくためにもPRが必要だと思う。

それから、先ほど、地域猫活動の留意点として、団体登録の意義、地域猫活動による被害の責任の所在、団体名・代表者名の公表、の3点が挙げられている。

今まででは、登録団体が猫の不妊手術をし、腕章をつけて餌をやり、ふん尿管理をしていたが、市として、不妊手術を行った後の指導は、どう考えているのか。

○衛生指導課長 これからは、地域猫活動団体のほ

かに、町会・自治会も申請もできるので、登録団体とそうでない任意の団体との差がなくなるのは事実である。当然これらに対して、アドバイス等は行っていく。

○森会長 不妊手術事業が始まても、地域猫活動団体の登録は継続するのか。

○衛生指導課長 はい。

○森会長 それから、被害の責任のことだが、これは法律の問題にもなると思う。これについて、南川先生、何かご意見をいただけないか。

○南川委員 この問題については、裁判例がそれほど多い分野ではないので、確たることは言えないのだが、一応私のほうで調べたり考えたりしたこと述べさせていただく。

通常、自分の飼い猫が他人に被害を与えた場合は責任を負うことになるが、今回は、地域猫は飼い猫ではないという前提で話を進める。

民法上、動物占有者による責任の条文があり「動物の占有者は、その動物が他人に加えた損害を賠償する責任を負う」ことになっている。

では、この条文の占有者に地域猫活動者が当たるかどうか。

占有という概念は、民法第180条に占有者の条文があり、占有権とは「自己のためにする意思をもつて物を所持する」、すなわち意思を持って物を所持することとなっている。これは、地域猫活動をしている人たちには「自分の所有物ではない」という意識があったとしても、その活動実態から、裁判所が、その実態が飼い猫と同等の責任を負うものかどうかを判断することになる。

これについては、今まで1件、裁判で争われたことがある。

この裁判例を見ると、すみかの提供までしている状況があって、それで責任が認められていると思える。通常の地域猫活動だと、餌やり、トイレ管理が中心なのに対し、この例では、段ボールハウスのようなものまで提供していた。たしかに、ここまで行くと飼い猫と同一視できる。

したがって、通常の地域猫活動の範囲で、すみかの提供まではしてない場合は、地域猫活動者が動物

占有者の責任まで追及されるかどうかは、消極であると考える。

ただし、一般条項として、交通事故のように過失によって他人に損害を与えた場合は、責任追及されるという損害賠償義務がある。活動によって周辺住民の受容限度を超えるような被害を与え続けた場合を考えられると思う。

餌をやれば、当然猫が集まってくるが、地域猫活動は、そこで不妊手術をすることで、頭数を減らしていく活動であるので、1回とか2回のトイレの不始末や物を壊しただけでは、責任は発生しないと思える。しかし、継続的に、餌はやるのにトイレ管理も不妊手術もしないで、どんどん猫が集まってきて、最初の10頭が20頭、30頭とふえて、地域に被害を与え続け、地域住民からのクレームも無視し、餌やりによって周囲に損害を与え続けたことを認識していて、なおそれをやめないといった事情があれば、やはり責任追及が生じるのではないかと思う。

地域猫活動の場合、猫という性質上、なかなか一定の場所にとどまらないので、直ちに責任は発生しないと思うが、今述べたようなルーズな活動をしていると、地域猫活動だからという理由で免責されるのでなく、やはり責任を負わなければならぬ部分も出てくると思う。

ちょっと不透明な話になって申しわけないが、法律的にまとめると、そのようになるかなと思う。

○森会長 地域猫活動者が猫の占有者になるかならないかは、やはり裁判所の判断を待つしかないのか

○南川委員 占有者と判断されれば、それは飼い猫なので、地域猫とはそもそも概念が違ってくると思う。

地域猫は、所有者も占有者もない猫という概念だが、仮に活動者が「自分は飼っていないから一切責任を負わない」と主張しても、周りの状況から判断して、それがその活動者の持ち物と同じだと判断される状況証拠——餌をやって、ふん尿の世話ををして、名前までつけて、すみかまで与える、といったことが、事実上その猫を飼っているのと同じ状況だと判断されれば、占有者の責任が発生する可能性はある。

○保健所理事 例えば、地域猫活動の場所をAさんの家で登録して、Aさんの家の中には入らないとしても、そこで餌やりをしていたような場合、今南川委員が言われたような責任を追及される可能性はあるか。

○南川委員 Aさんが、猫をAさんの家の敷地から出ないように囲い込むといった事情があれば別だが、そこで登録しただけで、猫が外に行くのを自由な状態にしていれば、すみかまで提供していると判断される状態ではないと思う。

○保健所理事 例えば、猫が家の軒下や物置について、そこを生活の拠点にしているが、行動は自由といった場合は、どうか。

○南川委員 猫の習性として、ただそこにいるだけなのか、わざわざそこに居心地のいい空間を与えているかどうか、にかかってくると思う。単に猫がそこを好きで、1日の大半を過ごしているという事実だけで責任が発生するかどうかは、裁判例がほとんどないので、それによって直ちに責任が認められるというものでもないと思う。やはり、猫の習性も含めて、判断されるものだと思う。

○中村委員 現在、実際に、船橋市内で、団体と住民とのトラブルがあるのか。トラブルまで行かなくても、もめている、訴えられている、そのような事例はあるのか。

○衛生指導課長 訴えられるまでの事例はない。

○平川委員 地域猫活動自体がよく理解できない。一定の広さを持った範囲の中で猫を管理するのか、特定の場所で猫を管理するのか。

市の地域猫活動とは、地域で餌やりをする人がいて困るので、それを何とかするために、地域猫活動団体登録をして、猫をきちんと管理して、避妊去勢手術をして、人に被害を与えないような努力をしなさい、というものなのか。それとも自分が面倒を見ている猫だけを登録しなさいというものなのか。

自分の町会の中にも、餌やりをしている人がたくさんいるので、その人たちを抑えて、猫を管理しようとしたのだが、地域猫活動の要件のハードルが高過ぎて、登録できなかったので、今回のTNR事業の

話に乗ってみた。

地域猫活動とは、どのような範囲の猫を対象にしているのか、地域猫活動団体とは、どういう団体なのか、その辺が、明確でない気がする。

それから、猫が起こした被害の話が出たが、そのほかに団体が起こす問題もあると思う。

ブリーダーの猫を間違って手術したような場合、誤って飼い猫を手術しようとして、手術で事故があつて死んでしまったような場合、地域猫活動団体はどこまで責任をとらなければならないのか。

それから、地域猫活動と今回から始める手術事業とは違うと考えていいのか。

今回の事業では、町会・自治会が主体と言っているが、きっと町会・自治会の中では「とてもじゃないけれどもできない」という話になると思う。

○森会長 地域猫活動をやっている人間が、どのような責任を負わされるのかについて。

私は、まちづくりと動物愛護の接点にこの地域猫活動はあるのかではないかと思う。

例えば、町会の端っこで地域猫活動をやれば、当然隣の町会に影響が出るので、隣の町会にもこのような活動をやっていることを理解していただくしかない。なので、今平川委員が言られたエリアを決めるのは、非常に困難だと思う。

○平川委員 いや、そうではない。

一定の広い範囲で活動するのが地域猫活動だという意見がある一方で、あるお宅の庭先だけで餌をやっていて、そこに猫が来て、その猫に対して不妊去勢をする、それが地域猫活動だという意見もある。

○石井委員 「地域猫活動」という言葉が先行している。

ボランティアは、自分が面倒見ている猫は、すべて地域猫だと思っている。町会の方は、自分のエリアにいるのが地域猫だと思っている。人によって、「地域猫」の概念がひとり歩きしている。

ここでは、地域猫、野良猫、飼い主のいない猫、と言葉が3つ出てくるが、この言葉をどう使い分けているのか。

○動物愛護指導センター所長 たしかに定義は難しい。

今回の不妊手術実施要綱の中では、飼い主のいない猫の定義づけをしているが、厳密な定義は難しい。

例えば、この猫は飼い猫、この猫は野良猫、この猫は自分たちが管理している地域猫、と主張されたとき、そうではないと証明することが非常に難しい。逆に、あなたの地域猫だ、と証明することも難しい。我々もそこで苦慮している。

先ほどエリアの話があったが、そのエリアがどこまでかの議論も当然あると思う。同じ猫が、隣の町会まで行くこともあるし、ある猫は、2~3軒の範囲で餌をもらっていることもある。

○森会長 先ほど、ガイドラインの見直しの話があったが、それまでに皆さんのはうでも考えていただければと思う。

ところで、南川先生に教えていただきたいのだが、先ほど平川委員が言られた地域猫をやっている方が被害を与えたといった事例はあるのか。

○南川委員 恐らく裁判例としてはないと思う。

一般論で言えば、他人の飼い猫と容易に気づいていたけれども、捕獲し手術してしまったような場合は、責任が発生してしまうと思う。

ただし、その気づけるかどうかについては、逆に飼い主側の責任もあると思う。野良猫も飼い猫も同じように歩き回っている現状では、きちんと飼い猫だとわかるようにしておくとか、きちんと家に入れとおくとか、あとはマイクロチップぐらいしかないと思う。少なくとも、手術前にマイクロチップを確認して、埋まっていて、見た目も余りにも毛ヅヤがよければ、それは野良猫ではないと気づく、そういうことになると思う。

ただし、仮に責任が発生したとしても、飼い主の飼い方に問題があれば、結局過失相殺という話にもなって、軽減されることもあるかと思う。

②飼い主のいない猫に対する不妊手術事業

○動物愛護指導センター主任技師 （スライドを掲示して説明）

今回の事業について説明する。

まず、事業の目的。

地域における飼い主のいない猫に起因する問題の

改善及び望まない生命の処分の減少を図るため、動物愛護指導センターにおいて、飼い主のいない猫の不妊手術を実施する。不妊手術を実施することにより、時間はかかるが、将来的に野良猫の数を減らすことを目指す。

事業の概要。

町会・自治会の区域内に住み着く飼い主のいない猫について、町会・自治会、地域猫活動登録団体から申請を受け、京葉地域獣医師会の協力のもと、動物愛護指導センターにおいて不妊手術を実施する。具体的には、京葉地域獣医師会の獣医師にセンターにお越しいただき、手術をしていただく。

募集期間。

今回初めての事業であり、どれぐらいの申請があるかわからないので、今年度は、募集期間を1期と2期で分け、仮に1期の事業開始時に募集が殺到してしまった場合、1期目の受け付ける上限を設けることによって、2期目にもう1度申請できるように設定した。

受け付けは、電話予約で、先着順に受け付ける。

具体的な事業の流れ。

まず、7月1日から電話で不妊手術の予約を行う。なお、本市では、「不妊手術」の用語に避妊と去勢両方を含めており、当然雄雌両方の手術を行う。

予約いただいた町会・自治会、団体には、こちらから申請書を送付し、区域内に、どんな野良猫が何匹くらい住み着いているかを調査していただく。なお、これについては、広い町会、狭い町会さまざまなので、町会の範囲内すべての野良猫の調査をお願いするのではなく、今回手術を希望する猫の状況を調査していただくこととしている。

次に、不妊手術申請書、猫の一覧、誓約書をセンターが指定する日までに提出していただく。この申請内容に問題がなければ、決定通知書を郵送するとともに、センターは、この申請書の到着をもって、センター、申請団体、京葉獣医師会の獣医師とで調整し、手術日を決定する。

次に、実際に、町会・自治会等の方々に猫を保護する準備を進めていただく。

必要な場合は、捕獲器を貸し出す。

捕獲器の設置に当たっては、先ほどからも出ているように、掲示・回覧等の方法により、必ず捕獲器の設置前に周辺住民へ捕獲を行うことを周知徹底していただくよう、お願いしていく。なお、飼い猫を誤って保護してしまった場合などは、申請団体側で責任をもって解決していただく旨の誓約書を提出していただく。

手術前日に、町会・自治会の方に、猫をセンターへ搬入していただく。

手術は、京葉地域獣医師会の獣医師が動物愛護指導センターで手術を行い、手術済みの目印として、片耳の先端をV字型にカットする。

手術翌日、町会・自治会の方に、猫をセンターへ引き取りに来ていただく。

先ほど、誓約書について少し触れたが、これには、飼い猫の件のほか、猫を元の場所付近の安全な場所に戻していただくこと、捕獲器を借りた場合は、洗浄し、再度返却のためセンターへお越しいただくこと、等を定めてある。

【質疑・意見】

○石井委員 7月1日実施のものを今説明するのはいかがなものか。説明が遅すぎる。

○小川委員 先ほどの議題で、V字カットがかわいそうだと考える人がいる、との発言があつたが、この手術は全身麻酔で行うのか。耳については、麻酔がなくても痛くないのか。

○中村委員 手術が終わった後、麻酔がかかっている状態でカットする。

○小川委員 全身麻酔なのか。

○中村委員 そのとおり。

○小川委員 ならば、そのような方には、痛くないということを説明してあげればいい。

○中村委員 恐らく、そのような方は、形が変わってしまうことがだめなのだと思う。

○平川委員 雄猫は、全身麻酔ではないのではないか。

○中村委員 いや、全身麻酔である。

○平川委員 うちがやったときは、雌は一晩置いてもらったが、雄はその日のうちに帰ってきた。

○中村委員 今、麻酔はすごくよくなっているので、雄でも全身麻酔である。

○石井委員 V字カットに関しては、獣医師によつては、それを嫌がる獣医師がいるので、市役所のほうからしっかりと指導してもらいたい。愛護の精神からおかしい、といったことを言う獣医師も結構いるので、よろしくお願ひする。

○衛生指導課長 この事業では、必ずカットする。

○平川委員 まず、事業実施に当たって、町会・自治会での回覧だけでなく、市みずから、「この事業では、飼い猫が野良猫と間違つて捕獲されてしまうことがあるから、きちつとわかるようにしてください」と広報してもらいたい。

それから、この事業は、自分の町会の猫だけやつてもしようがないので、隣の町会、その先の町会もやる必要がある。その場合、隣あるいはその先の町会長に了解いただくとともに、うちからそれらの町会に回覧を回してやることになるが、今の説明だと、自分の町会区域しかできないと思ってしまう。だから、そうではないことをPRしていただきたい。

それから、電話の受け付け等について、もう少し詳しく説明してほしい。

○動物愛護指導センター主任技師 1点目の広報については、検討させていただく。

2点目の電話受け付けについて。

対応可能頭数に上限があるので、まず電話で受け付けのみを行う。

○平川委員 やりたい猫数全頭を申告するのか。

○動物愛護指導センター主任技師 希望頭数を申告していただく。

○平川委員 30頭いたら30頭と申告するのか（笑）

○動物愛護指導センター主任技師 そのとおり。ただ、調整によって、どこまでご希望に添えるかはわからない。

その後、申請書が届いてから日程を決めることがある。

○森会長 実施要綱第3条の飼い主のいない猫の不

妊手術を申請することができる者の（3）として、「その他市長が必要かあると認める者」とあるが、これはどのような方を想定しているか。

○衛生指導課長 まず、町会・自治会がない地域の住民組織の代表を想定している。「うちは、町会はなくて、管理組合だけがある」といったところ。

それから、居住する住民がおらず、町会・自治会がない事務所等の管理者の方。例えば、工業地域など。

○森会長 例えば、市川市との市境などは、市川市の方が対象になるのか。

○衛生指導課長 いや、市内の方のみを想定している。

○南川委員 誓約書の第8項に「不妊手術の終了後、市長から当該猫の生息地域の状況等について報告を求められた場合は、速やかに報告を行うこと」とあるが、これは何を想定しているのか。

○衛生指導課長 基本的には、このようなことをお願いすることはないと思うが、状況に応じてご報告いただく場合が出ることも想定し、記載させていただいた。

○森会長 この事業については、本年度初めての事業もあるので、今後の対策会議で、随時報告をいただいて、評価、問題点等の議論も進めていきたい。

2 次回の会議について

○森会長 次回の会議の議題についてお諮りしたい。

会長としては、今回示された議題1の②「今後の飼い主のいない猫対策」についての中で触れられていた「船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン」の見直しについて、会長案を作成し、これについて委員のご意見を伺っていきたいと思うが、いかがか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森会長 では、そのように決定する。

なお、先ほど石井委員からもご指摘があったので、資料はなるべく早く作成していただくよう、お願ひする。

開催日時については、後日、事務局より調整させていただくが、おおむね9月を想定しており、また、

場所は、本日と同様、保健福祉センターとさせていただく。

また、会議の公開、傍聴については、次回も本日と同様の取り扱いとすることによいか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○森会長 では、そのように決定する。

他に、何かないか。

○保健所長 本日は、我々の準備不足もあって、反省すべき点が多々あったので、次回は、資料等速やかに用意していきたい。

○南川委員 ガイドラインの見直し案について、先ほど例が掲載されていたが、次回提出される会長案についても、基本的にあの方向性のものをお考えなのか。

○森会長 現在のガイドラインは、今回出された意見、新しくできた事業の要綱等を踏まえ、見直さなければならぬ部分があるので、それらを踏まえたたたき台をつくってお示ししたいと考えている。特に、本日出された意見について、少しでも反映できればと考えている。

○石井委員 この猫の問題が終わったら、できればほかの動物のことも議題にしていただきたい。

自分が懸念しているのは、まず狂犬病予防。

新潟港は、北朝鮮、ロシアの船員が入港しているが、船橋港も貿易高が高くて、日本でも有数の港だと聞いているので、検疫はどうなっているのか、お伺いしたい。

それから、ペット防災についても、第1回目のあと、立ち消えになっているので、それらもお願いしたい。

○森会長 他に何かないか。

なければ、以上で第3回動物愛護管理対策会議を閉会する。

15時50分閉会

[出席委員]

森会長

中村副会長

泉谷委員

平川委員

小川委員

石井委員

南川委員

[関係職員]

筒井保健所長

小原保健所理事

松野保健所次長

井上衛生指導課長

泉衛生指導課長補佐

須賀衛生指導課長補佐

服部動物愛護指導センター所長

千葉動物愛護指導センター主任技師

小林衛生指導課技師

[傍聴者]

2名

[閉会後]

○衛生指導課長 本日の議事録については、調製でき次第、委員の皆様に送付させていただく。